

市町村・地域包括支援センターの高齢者権利擁護・虐待防止事業ご担当者さまへ

県弁護士会と県社会福祉士会の  
高齢者虐待対応専門職チームによる

# 電話相談を

ご利用ください

- ◆ 高齢者虐待対応、成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護全般に関する相談に応じます。
- ◆ 弁護士による法律相談にも応じます。
- ◆ 相談は無料です（相談費用は県からの委託事業でまかなわれます）



025-281-5502（県社会福祉士会事務局）

受付時間 9時～16時

- 個別の対応困難ケースに対しては、ケース検討会議へ専門職チーム（弁護士と社会福祉士のペア）を派遣したり、社会福祉士会事務局（ユニゾンプラザ）へお越しいただいたの来所相談なども行っています。  
\* チーム派遣や来所相談は、相談票（アセスメントシート）をご提出いただき、専門職チームで助言内容や方針を整理した上で実施します。

※電話相談においても、相談内容により電話での回答が難しく個別具体的な助言等が必要と考えられる場合は相談票（アセスメントシート）をご提出いただき、チーム派遣や来所相談につなげる場合があります。

※詳しくは「新潟県高齢者権利擁護相談支援事業」のチラシをご参照ください。